

# 公 告

## 公募型プロポーザルの実施(公告)

長崎県庁舎(行政棟・議会棟ほか)建設工事の設計業務について、公募型プロポーザルを行うので公告する。

平成 23 年 12 月 20 日

長崎県知事 中村 法道

### 1 業務概要

- (1) 業 務 名 長崎県庁舎(行政棟・議会棟ほか)建設工事の設計業務
- (2) 業 務 内 容 行政棟及び議会棟の基本設計・実施設計並びに駐車場棟の基本設計ほか
- (3) 建 設 場 所 長崎県長崎市尾上町
- (4) 履 行 期 間 契約日から平成 25 年 11 月 29 日まで
- (5) 業 務 規 模 プロポーザル説明書 1プロポーザル要項 2業務規模に示す規模とする。

### 2 参加資格

参加表明書を提出できる者は、次に掲げるすべての要件に該当する設計共同企業体(以下「設計JV」という。)とする。

#### (1) 設計JVに関する要件

- ① 構成員数は、3とする。
- ② 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計JVの構成員及び協力事務所を兼ねていないこと。
- ③ 各構成員の出資比率は、10%以上とする。

#### (2) すべての構成員に関する要件

- ① 昭和53年12月8日長崎県告示第975号(工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等)に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務の建築一般に係るものを有する者であること。入札参加資格を有しない者で、プロポーザル参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を提出し、参加表明書の提出期限までに競争参加資格の確認を受けなければならない。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ③ 参加表明書の提出期限の日から見積執行日までの間において、長崎県知事から指名停止又は指名除外の措置を受け、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ④ 参加表明書の提出期限の日以前6か月から見積執行日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑤ 見積執行日までに、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

#### (3) 代表構成員に関する要件

- ① 平成13年1月1日から平成23年12月31日までに業務が完了した庁舎又は事務所の新築又は増築に係る設

計業務のうち、延床面積(増築の場合は、増築部分の延床面積)が 25,000 m<sup>2</sup>以上のものを元請けとして行った実績を有すること(設計JVによる実績は、代表構成員としての実績とする。)

- ② 平成 13 年1月1日から平成 23 年 12 月 31 日までに業務が完了した庁舎又は事務所の新築又は増築に係る設計業務のうち、延床面積(増築の場合は、増築部分の延床面積)が 25,000 m<sup>2</sup>以上のものを元請けとして行った実績を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること(設計JVによる実績は、代表構成員としての実績とする。)
- ③ 設計JVにおける出資比率は、最大であること。

### 3 審査

#### (1) 審査方法

##### ① 一次審査

設計者選定の手続きに参加する設計JVからの参加表明書に基づき、下記の選定基準により優秀な者を5者程度選定する。実施時期は、平成 24 年1月下旬の予定

##### ② 二次審査

一次審査で選定した参加者に対し、技術提案書の提出を要請し、併せて実施するヒアリングに基づき、下記の特定期間により、最も優れた提案者を特定し、併せて次点も選出する。実施時期は、平成 24 年3月中旬の予定。なお、ヒアリングは公開で行う予定である。詳細については、該当者に後日通知する。

- ③ 審査は、プロポーザル審査委員会により行う。審査委員の氏名は、プロポーザル説明書に記載する。

#### (2) 審査基準

	評価項目	評価方法
一次審査 (選定基準)	事務所の体制、実績	有資格者数、同種・類似業務実績等による評価
	担当チームの経験等	管理技術者及び主任技術者の経験、業務実績等による評価
	業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾上地区全体(プロポーザル説明書 別紙2参照)の整備に関する考え方の評価</li> <li>・長崎県庁舎整備基本構想(以下「基本構想」という。)を具体化するための方策の評価</li> <li>・組織体制、作業スケジュールの評価</li> </ul>
二次審査 (特定基準)	特定テーマに対する技術提案	特定テーマである下記内容に対する技術提案を総合的に評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>①基本構想に掲げる基本理念を実現するための基本的な考え方</li> <li>②構造、設備計画の考え方</li> <li>③防災拠点整備の考え方</li> <li>④低炭素社会の実現の考え方</li> <li>⑤建築物の長寿命化とライフサイクルコストの考え方</li> <li>⑥オフィス計画の考え方</li> <li>⑦庁舎デザインの考え方</li> <li>⑧ランドスケープデザインの考え方</li> </ul>

※ 二次審査においては、一次審査の評価も加味するとともに、担当予定技術者の人数、手持設計量及び参考見積額も勘案し評価するものとする。

### 4 契約の締結

特定された最も優れた提案者と本設計業務についての契約締結の交渉を行う。その者との契約が成立しない場合は、

次点になった提案者と契約締結の交渉を行う。

5 本設計業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を本設計業務の委託契約の相手方との随意契約により締結を行う予定の有無

有（長崎県庁舎(行政棟・議会棟ほか)建設工事の設計その2業務)

上記の業務は、工事の施工時における意図伝達業務(平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第三号による。)である。なお、当該業務に係る予算が成立しない場合は、契約の締結を行わない。

6 関係資料の配布期間、場所及び方法

(1) 公告及びプロポーザル説明書は、下記に示す長崎県のホームページに掲載する。なお、各々のアドレスに記載する内容は同一である。

ホームページアドレス：<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>、

<http://www.pref.nagasaki.jp/subindex/oshirase/nyusatsu2.html>

(2) 公告、プロポーザル説明書及び技術資料のデータを CD-ROM により、①に定める期間、②に定める場所で配布を行う。なお、郵送による配布を希望する場合は、郵便(書留)により、②宛てに返信用封筒(定形外角2の大きさのもので、830円の切手を貼り付けたもの)を同封して請求すること。

① 期 間 平成23年12月20日(火)から平成24年1月13日(金)までの間(土曜日、日曜日及び長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43条)第1条第1項に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

② 場 所 長崎県総務部県庁舎建設課建設班  
〒850-8570 長崎市江戸町2番13号  
電話 095-894-3163、3165 FAX095-894-3487

7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法 持参又は郵便(書留)とする。

(2) 提出先 6(2)②に同じ。

(3) 提出期間 平成24年1月6日(金)から平成24年1月13日(金)までの間(休日等を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は必着のこと。)

8 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法 持参又は郵便(書留)とする。

(2) 提出先 6(2)②に同じ。

(3) 提出期間 平成24年2月29日(水)から平成24年3月6日(火)までの間(休日等を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は必着のこと。)

9 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) 詳細は、プロポーザル説明書による。

#### 10 問い合わせ先

6(2)②に同じ。

#### 11 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Houdou Nakamura, Governor of Nagasaki Prefecture

(2) Subject matter of the contract: Design of the Nagasaki Prefectural Government Office Buildings (for the executive branch, legislature, and so on)

(3) Time-limit to express interests: 5:00 P.M. 13 Jan 2012

(4) Time-limit for the submission of proposals: 5:00 P.M. 6 Mar 2012

(5) Contact point for documentation relating to the proposal: Prefectural Government Building Construction Division, General Affairs Department, Nagasaki Prefectural Government, 2-13 Edo-machi, Nagasaki-city  
850-8570 JAPAN  
TEL 095-894-3163